

福岡県〇〇市〇〇〇111番地

甲野次郎 様

長期間相続登記等がされていないことのお知らせ

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)の規定に基づき、福岡法務局において調査した結果、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなっているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。

つきましては、当該土地登記簿上の所有者の法定相続人(戸籍等によって確認しています。)である貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請を行っていただきますようお願いいたします。

登記申請に当たっては、現在の所有権の登記名義人の相続関係を法務局で調査して一覧化した図である「法定相続人情報」を御活用いただくことができます。最寄りの法務局において、貴殿に対して「法定相続人情報」を出力した書面を無料で提供しますので、提供を御希望される場合は、最寄りの法務局にお問い合わせください。

なお、既に相続放棄をされている場合など、貴殿が登記簿上の所有者の法定相続人でない場合には、お手数ですが、当局担当者まで御一報ください。

そのほか、本通知の内容に関して御不明な点などありましたら、お問い合わせください。

おって、相続登記の手続や申請書式等については、以下の法務省ホームページで案内しているほか、全国の司法書士会において、相談窓口を設けておりますので、お知らせします。

※ 上記の調査対象となる土地は、その対象地域が限定されているため、亡くなられた方の名義の土地を全て調査しているものではありません。

記

1 不動産番号及び不動産所在事項

2902000012345 〇〇市〇〇〇100番地

2 現在の所有権の登記名義人

〇〇市〇〇〇100番地 甲野太郎

3 法定相続人情報の作成番号

2902-2022-0000

令和 5年 〇月

〒810-8513

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡法務局不動産登記部門(担当:〇〇)

連絡先:092-721-4575【平日8:30~17:15】

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合、任意の1名の方に送付しています。

※本制度の概要について法務省ホームページで確認することができます。→



※相続登記の手続や申請書式を知りたい方はこちら →

